

社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会役員等の報酬及び  
費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬を支給する役員及び報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会長 月額20,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が、本会の業務に関する会議に出席したときは、費用弁償として2,000円を支給することができる。

但し、会長、関係行政機関の職員である役員については支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が業務のために旅行したときは、費用弁償として、高根沢町一般職員に準じる旅費を支給する。

(支給の額及び方法)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。